

社会福祉法人 青鳥会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 9 年 5 月 3 1 日 まで

2. 当法人の課題

当法人においては労働者に占める割合は女性労働者が高く、女性労働者の育児休業所得率は近年 100%と良好である。

その中で、支援課長以上の管理職に占める女性労働者の割合が少ない状況が続いており、引き続き下記内容を行動計画とする。

3. 内容

目標 1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 50%以上にする。
（現女性管理職者 39%→50%・法人女性労働者 58%）

<取り組み内容>

- 令和 7 年 7 月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和 7 年 12 月～ 組織、業務体制の状況把握・業務確認・課題分析
- 令和 8 年 4 月～ 役割の明確を周知し、管理職に対する意識啓発
- 令和 8 年 9 月～ 管理者候補へ研修の実施
- 令和 9 年 1 月～ 管理者による管理者候補との面談